

参考資料<前回認定が令和6年4月以降の様式>

## 前回認定申請時の改善措置の努力目標及びその達成状況等

### 1 改善措置の達成状況

事業主：

改善措置項目	前回現状	前回目標	今回現状	今回現状に至った経緯、理由、問題点等(具体的に記載)
<b>A.雇用管理の改善</b> <b>【雇用の安定化】</b> ・全雇用労働者のうち常用の者が増加する ・雇用管理者を選任していない事業主は、計画期間中に雇用管理者を選任する ・雇用に関する文書を交付していない事業主は、計画期間中に雇用に関する文書を交付する ・月給制の導入に努める	(人)	(人)	(人)	
<b>【労働条件の改善】</b> ・就業規則の作成に努める ・労働者全員の社会保険加入に努める ・週休二日制の導入に努める				
<b>【林業労働安全衛生の確保】</b> ・労働安全衛生関係法令や安全に関するガイドラインを徹底する ・緊急連絡体制を確保する				
特記項目(雇用量(人日)等減少が著しい項目について適宜記載)				
特記項目(達成された項目等があれば適宜記載)				
<b>B.事業の合理化</b> <b>【事業量の安定確保】</b> ・素材生産量が、以下の基準に合致している (1)3,000m3未満の事業主 → 計画期間終了時に基準年より5割以上増加する (2)3,000m3～10,000m3未満の事業主 → 計画期間終了時に基準年より2割以上増加する (3)10,000m3以上の事業主 → 計画期間終了時に基準年より増加する				
<b>【生産性の向上】</b> ・素材生産に係る労働生産性が以下の基準に合致している (1)5m3/人日未満の事業主 → 計画期間終了時に基準年より5割以上向上する (2)5m3/人日～9m3/人日未満の事業主 → 計画期間終了時に基準年より2割以上向上する (3)9m3/人日以上以上の事業主 → 計画期間終了時に基準年より向上する				
<b>【林業労働者のキャリアに応じた技能の向上】</b> ・能力評価の導入と処遇の改善を一体的に取り組むよう努める				

### 2 林業労働者の確保など改善措置の目標達成のために今後必要と思われる制度・施策等の提案・要望など